

田上町マイホーム取得支援補助金 Q & A

1. 補助対象者に関すること

Q1-1	申請者は誰になりますか？
A	補助対象者の条件を満たしている方で、契約者が申請者となります。
Q1-2	現在の職場は田上町から通勤可能な距離にあるが、将来的には通勤できない範囲に転勤する可能性がある。この場合対象となりますか？
A	対象となります。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1	現在、建築中の住宅は対象となりますか？
A	原則、対象となりません。
Q2-2	併用住宅は対象となりますか？
A	対象となりません。
Q2-3	別荘は対象となりますか？
A	対象となりません。
Q2-4	土地も同時に購入するが対象となりますか？
A	対象となります。
Q2-5	妻と共有名義で住宅を取得するが対象となりますか？
A	共有名義で取得する場合でも、対象住宅の所有権の持分の2分の1以上を申請者が有していれば対象となります。
Q2-6	町内に住居がありますが、別の土地に家を建てた場合は対象になりますか？
A	建てた家が町内で、その家に住む場合は対象となります。また、家の建て替えも対象となります。
Q2-7	増改築は対象となりますか？
A	対象となりません。ただし、田上町暮らし応援リフォーム補助金で対象となる場合があります。詳しくは、ホームページをご覧になるか地域整備課（電話：0256-57-6223）までお問い合わせください。

3. 手続きについて

Q3-1	制度の詳細や、必要書類はどこでもらえますか？
A	田上町地域整備課窓口又は田上町ホームページからダウンロードしてください。
Q3-2	事前の申込はいつからできますか？
A	原則、住宅の取得に関わる契約をする前にしてください。
Q3-3	申請書の受付は、先着順ですか？
A	先着順に受付します。
Q3-4	書類に押す印鑑は？
A	認め印で構いません。ただし、書類全てに同じ印鑑を使用してください。
Q3-5	事前申込内容を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか？
A	事前申込の内容に変更が生じた場合は、「田上町マイホーム取得支援補助金事業内定変更申込書」に関係書類を添えて町に提出し、承認を得てください。
Q3-6	内定を受けましたが、補助金を中止したい場合は、どのような手続きが必要ですか？
A	「田上町マイホーム取得支援補助金事業中止届出書」による取り下げ手続きが必要となります。中止する場合は、まず地域整備課までご連絡ください。

4. その他

Q4-1	補助金はいつ振り込まれますか？
A	住宅取得費用の支払いが完了後、請求書をいただいてから概ね1か月で支払われます。
Q4-2	補助金は、何回でも申請できますか？
A	1回のみです。
Q4-3	事前の申込をしてどのくらいで内定がでますか？
A	申込してから、概ね2週間で内定を行います。

問い合わせ先: 地域整備課 施設整備係 TEL: 0256-57-6223